

令和2年門真市教育委員会第3回定例会

開催日時 令和2年3月24日（金） 午後1時30分

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第2号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和2年度門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用について)
- 日程第4 承認第3号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和2年度門真市立学校管理職人事について)
- 日程第5 承認第4号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和元年度教育費補正予算の見積り申出について)
- 日程第6 承認第5号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和2年度教育費補正予算の見積り申出について)
- 日程第7 議案第12号 門真市公立園最適化基本方針(案)の策定について
- 日程第8 議案第13号 門真市立第五中学校敷地(旧さつき園・くすのき園跡地)の変更について
- 日程第9 議案第14号 門真市教育委員会公印規則等の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 門真市スポーツ推進委員に関する規則等の廃止について
- 日程第11 議案第16号 門真市教育委員会表彰規程等の一部改正について
- 日程第12 議案第17号 門真市立公民館運営審議会規程の廃止について
- 日程第13 議案第18号 門真市学校プール運営委員会細則の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づく協議について
- 日程第15 諸報告
- 日程第16 承認第6号 臨時代理による事務処理の承認について
(懲戒処分に関する大阪府教育委員会への内申について)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

出席委員

| | |
|----------|--------|
| 教育長 | 久木元 秀平 |
| 教育長職務代理者 | 長澤 信之 |
| 委員 | 土川 好子 |
| 委員 | 高橋 元 |
| 委員 | 松宮 新吾 |

事務局出席職員

| | |
|-------------|-------|
| 副教育長 | 邊田 憲 |
| 教育部長 | 満永 誠一 |
| 教育部管理監 | 西口 孝 |
| 教育部次長 | |
| 兼教育総務課長 | 中野 康宏 |
| 教育部総括参事 | 三村 泰久 |
| 教育総務課参事 | 渡辺 廣大 |
| 教育部学校教育課長 | 峯松 大輔 |
| 教育部学校教育課参事 | 高山 拓也 |
| 教育部学校教育課参事 | |
| 兼教育センター長 | 植原 宏仁 |
| 教育部社会教育課長 | |
| 兼図書館参事 | 隈元 実 |
| 教育部図書館長 | 牧菌 友広 |
| こども部長 | 内田 勇 |
| こども部こども政策課長 | 田代 勝也 |

久木元教育長 開会宣告 午後 1 時30分

日程第 1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 長澤 信之 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

承認第 2 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 2 年度門真市立学校におけるきめ細かな指導
ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負
担教員の任用について)

説明者 高山学校教育課参事

議案書 1 ページをご覧ください。

令和 2 年度の配置校は、小学校は大和田小学校、四宮小学校、
古川橋小学校の 3 校でございます。

配置教員は一覧のとおりです。

[全委員異議なく、承認]

日程第 4

承認第 3 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 2 年度門真市立学校管理職人事について)

説明者 満永教育部長

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

日程第 5

承認第 4 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和元年度教育費補正予算の見積り申出につい
て)

説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべ
きところではありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代
理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願い
いたすものであります。

議案書 7 ページをご覧ください。

繰越明許費、款：教育費・項：小学校費、小学校施設整備事業

1億1,301万8千円は、新型コロナウイルス感染症の影響による門真小学校、東小学校のトイレ改修工事の工期の見直しに伴い、令和2年度に繰り越すものであります。

[全委員異議なく、承認]

日程第6

承認第5号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和2年度教育費補正予算の見積り申出について)

説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところではありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

議案書9ページの下段をご覧ください。

款：教育費・項：教育総務費・目：事務局費の1億5,577万3千円の追加は、教育における

ICT環境の整備を通じて、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを持続的に実現させるための「GIGAスクール構想」の実現に向け、児童生徒用1人1台の端末を整備する「GIGAスクール構想推進事業」の実施に伴い計上しております。令和2年度には、国のロードマップに則り、小学校5・6年生、中学校1年生に係る整備分等を計上しております。

次に、歳入についてであります。

同ページの上段をご覧ください。

款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：教育費国庫補助金 8,824万5千円の追加は、「GIGAスクール構想推進事業」における児童生徒用1人1台の端末の整備に伴い、公立学校情報機器整備費補助金を計上しております。

[全委員異議なく、承認]

長澤教育長職務代理者： 端末の種類はパソコンですかタブレットですか。

植原学校教育課参事： 端末はどちらになるかはこれからですが、どちらにせよキーボード付きの端末を考えております。

長澤教育長職務代理者： 値段はだいぶ違いますか。

植原学校教育課参事： 国から4万5千円という額は決まっておりますので、各メーカーともに4万5千円で内容も決めてきております。

長澤教育長職務代理者： パソコンにしてもタブレットにしてもどちらにしてもですか。

植原学校教育課参事： はい。

松宮教育委員： 今、新型コロナの影響で大学もそうですが、中国の端末の物品供給が間に合わないということで、供給ができないだろうという見通しです。その辺りはどういう情報が入っていますか。

植原学校教育課参事： 今のところ特段そういう情報は、噂程度でしか入っておりませんが、各メーカーとも、来年度導入で頑張るということを直接は聞いています。

邊田副教育長： 端末支援のスペックが最新のものからは相当落ちるので、もしやるなら旧ラインの製造という話になり、今あるものをどうやって使っていくかという話になります。そういう意味では、国内のメーカーは部品を買って組み立てているという感じなので、なかなか難しいところはあるんですが、国外のワールドワイドでしているところに対しては、ある程度の幅というか猶予はあるのかなという感じです。

日程第7

議案第12号 門真市公立園最適化基本方針（案）の策定について
説明者 田代こども政策課長

議案書10ページをご覧ください。

はじめに、本基本方針の策定に関する審議につきましては、教

育委員会の権限に属する事務のうち、「幼稚園に係る計画及び適正配置等に関する事」につきまして、ご審議いただくものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

2月の定例会の諸報告にて報告いたしました、「門真市公立園最適化基本方針（素案）に係るパブリックコメント」につきまして、実施結果がまとまりました。

意見募集期間が、令和2年2月11日（火）から令和2年3月1日（日）までの間、閲覧場所の記載の施設において、パブリックコメントを実施し、21件の意見をいただき、そのご意見に対する市の考えをまとめております。

別紙、資料のパブリックコメントをご覧ください。

大半は「保育」に関する内容で、「浜町保育園の存続希望に関する意見」や、「浜町保育園の在園児への対応に関する意見」、等のご意見をいただいております。

パブリックコメントの意見を踏まえて、基本方針の一部を修正した箇所がございますのでご説明いたします。

表の左端の項目、N020をご覧ください。意見欄4段落目の「むすびに」からを読み上げさせていただきます。

「むすびに」では、「本方針に基づき、公立園の配置の見直しや役割を果たすために尽力し、市全体の就学前教育・保育及び子育て支援のより一層の充実・発展を図ります。」としています。公立園を廃止することがなぜ、充実・発展なのですか？教えてください。」とあり、回答といたしまして、右枠の「むすびに」についてのところになりますが、「ご意見をいただいた箇所につきまして、本基本方針（素案）の内容をより正確に表せるよう、次のとおり変更いたします。

「今後、本基本方針に基づき、少子化等の社会情勢の変化に対応できるよう公立園の再編を進めるとともに、市全体の就学前教育・保育及び子育て支援のより一層の充実・発展のため、公立園としての役割を果たすことができる体制の構築に尽力してまいります。」とし、表現の変更を行っております。

次に、別紙の門真市公立園最適化基本方針（案）をご覧ください。2月の定例会の諸報告にて、一度ご説明させていただきましたが、3箇所の変更もございましたので、改めて説明させていただきます。

まず、1ページの「本基本方針の策定にあたって」につきましては、本方針を策定する運びとなった経緯や公立園の現状を簡潔にまとめております。

次に、2ページからの「第1章 門真市の現状」では、公立園の最適化に関わる

各項目について、具体的な数値を示すグラフなど、それに対する説明文で構成しております。

1つ目の変更であります。2ページ下の「門真市における出生数の推移」のグラフをご覧ください。前回ご報告時には、平成30年までの出生数を記載しておりましたが、平成31年の出生数が確認できましたので、追記し、上記の本文につきましても修正を行っております。

次に、7ページの「第2章 公立園最適化の必要性」では、公立園の最適化を進める理由となるものを記載しております。

「(1) 就学前児童人口の減少」では、8ページにおいて、令和2年度から令和6年度までの量の見込みと提供量を表で示しており、「量の見込み」とは、市内の就学前教育・保育施設を利用すると思われる人数を算出したもので、「提供量」は各施設の定員数を総合計したもので、市内において教育・保育を受けられる人数を表しております。

表は国道163号より北の北部地域、南の南部地域、そして一番下の表が市全体の数値となっており、市全体の令和6年度の過不足数の合計を見ると、785人と量の見込みが提供量を大幅に下回っております。

このことから、現在の施設数や定員規模を維持することが適切なかを判断しなければならないとしております。

2つ目の変更であります。この数値は「門真市子ども・子育て支援事業計画」から引用しているものでありますので、来年度から新たな計画として「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定予定で、作成するにあたり確定値が

定まりましたので、前回の数値から修正を行い、合わせて上記の本文につきましても修正を行っております。

次に、10ページの「第3章 基本方針」では、公立園最適化の必要性、また門真市公立園最適化検討委員会より提出された答申の趣旨等を踏まえ、今後の方針について記載しております。

「(1) 公立園を南北に分かれた教育・保育提供区域に各1園へ

と再編」では、今後も就学前児童の減少が見込まれることから、将来の就学前児童人口等を勘案した上で、基本的な方向性としては、国道163号を境として南北地域に分かれる教育・保育提供区域の各区域に1園の公立園の配置を目指すものとし、北部地域においては、上野口保育園、浜町保育園、大和田幼稚園の3園を統廃合することで、将来的に1園の公立園とし、南部地域においては、配置している公立園が平成30年4月に開設した砂子みなみこども園の1園のみで、再編は行わないことを説明しております。

次に、上野口保育園・大和田幼稚園への対応では、上野口保育園、大和田幼稚園を統合し、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労形態やその変化等によらず子どもを受け入れることができる認定こども園として、再整備することを記載しております。

次に、13ページから14ページについて、公立園が果たす役割としまして、(2)市全体の教育・保育の質の向上を図るため、職員の専門的資質等を育成、(3)子育て世帯の負担軽減を図る地域子育て支援を実施、(4)市全体で障がいのある子ども等をより受け入れやすい体制を構築、(5)市内各施設の交流の促進を掲げ、それぞれのこれからの市としての取組み内容について記載しております。

最後に、「むすびに」では、先程のパブリックコメントのご意見を踏まえての修正部分といたしまして、「今後、本方針に基づき、公立園の再編を進めるとともに、市全体の就学前教育・保育及び子育て支援のより一層の充実・発展のため、公立園としての役割を果たすことができる体制の構築に尽力していくこと」としております。

長澤教育長職務代理者： 先月の説明から今回の議案の提出までに浜町保育園の廃園の案を教育委員会会議で審議していいのかをもの凄く疑問がありました。いかがなものかなと思っていました。ただ今、田代課長の話聞いて、ある程度まではやっていかないといけないことを納得いたしました。

中身についてですけれども、保育園の待機児童は昨年度0ですね。小規模保育所施設が、今どんどんと増えていっているという現状をみますと、おそらく待機児童0の状態が当分続くだろうと思います。公立幼稚園の定員の充足率が極めて低いということ

勘案しますと、大和田幼稚園と上野口保育園を統合して認定こども園に移ることについては、同意してもいいかと思っております。

ただ一点、保護者からの意見の中にありますように、浜町保育園が廃園になった場合、時期はまだよく理解できていませんが、当然廃園になった時期には在園児がいますし、転園が許されます。幼稚園の統合の場合は、上野口保育園にしたって大和田幼稚園にいくにしても、幼稚園は転園するにしても、1年後ぐらいだと思います。保育園の場合は転園してから4、5年新しいところに行かなければなりませんので、転園にあたっては可能な限り保護者の意見を尊重したかたちでの対応をぜひお願いしたいと思います。そういうことを要望しておいて、この議案については、賛成したいと思います。

久木元教育長： それでは、本件は教育委員会の権限のある部分について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[全員異議なく、可決]

日程第8

議案第13号 門真市立第五中学校敷地（旧さつき園・くすのき園跡地）の変更について

説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

議案書12ページから14ページまでをお願いいたします。

本案は、地域政策課所管の普通財産である旧さつき園・くすのき園跡地の一部を、門真市立第五中学校の敷地の一部として教育財産に設定するものです。

議案書14ページに記載しております斜線部分は、旧くすのき・さつき園の駐車場として供用されておりましたが、地域政策課から利活用の照会があり、第五中学校の敷地の一部として所管替えるものであります。

長澤教育長職務代理者： 要望だけしておきたいのですが、駐車場に使われていたもので、五中とは切り離れたかたちでの景観になっていると思います。五中の用地であるということであれば、五中の用地であるということが分かる形での整理を、特にフェンスについて、今のフェン

スでは完全に五中から切り離されていると思いますので、その辺りを強く要望しておきます。

[全員異議なく、可決]

日程第9

議案第14号 門真市教育委員会公印規則等の一部改正について
説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

本件につきましては、主に令和2年4月1日付けの機構改革に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書16ページから37ページをお願いいたします。

今回改正いたします規則につきましては、第1条に門真市教育委員会公印規則、第2条に門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則、第3条に門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則、第4条に門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則、第5条に門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則、第6条に「門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則」の計6規則であります。

主な改正内容といたしましては、機構改革に伴う公印の整備、教育企画課新設や部名、課名の変更並びに、附属機関の名称変更及び削除等を行うものであります。

なお、附則第1項として、この規則は令和2年4月1日から施行するものとし、附則第2項として、経過措置を設けております。

[全員異議なく、可決]

日程第10

議案第15号 門真市スポーツ推進委員に関する規則等の廃止について

説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

本件につきましては、令和2年4月1日付け機構改革により、教育委員会から市長へ業務が移管されることに伴い、規則を廃止するものであります。

議案書39ページをご覧ください。

今回廃止いたします規則につきましては、第1号門真市スポーツ推進委員に関する規則、第2号門真市立図書館条例施行規則、第3号 門真市立図書館協議会条例施行規則、第4号門真市立歴史資料館条例施行規則、第5号門真市立青少年運動広場条例施行規則、第6号門真市立テニスコート条例施行規則、第7号門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則、第8号門真市立門真市民プラザ条例施行規則、第9号門真市立公民館条例施行規則、第10号門真市立文化会館条例施行規則、第11号門真市立総合体育館条例施行規則の計11規則であります。

なお、附則といたしまして、この規則は、令和2年4月1日から施行するものです。

[全員異議なく、可決]

日程第11

議案第16号 門真市教育委員会表彰規程等の一部改正について
説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

本件につきましては、主に令和2年4月1日付けの機構改革に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書41ページからをご覧ください。

今回改正いたします規程につきましては、第1条に門真市教育委員会表彰規程、第2条に門真市教育委員会文書管理規程、第3条に門真市教育委員会事務局事務処理規程、第4条に門真市教育機関等事務処理規程の計4規程であります。

主な改正内容といたしましては、部と課の名称変更、社会教育課、図書館関連の削除、社会教育分野について補助執行させた場合の専決等の追加等であります。

なお、附則といたしまして、この規程は、令和2年4月1日から施行するものです。

[全員異議なく、可決]

日程第12

議案第17号 門真市立公民館運営審議会規程の廃止について
説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

議案書46ページ、47ページをご覧ください。

本件につきましては、令和2年4月1日付け機構改革により、教育委員会から市長へ業務が移管されることに伴い、本規程を廃止するものであります。

なお、附則といたしまして、この規程は、令和2年4月1日から施行するものです。

[全員異議なく、可決]

日程第13

議案第18号 門真市学校プール運営委員会細則の一部改正について

説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

議案書49ページをお願いいたします。

本件につきましては、主に令和2年4月1日付けの機構改革に伴い、部名及び課名の名称変更を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この細則は、令和2年4月1日から施行するものです。

[全員異議なく、可決]

日程第14

議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づく協議について

説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

議案書50ページからをご覧ください。

本件につきましては、令和2年4月1日に予定している機構改革の実施に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条3項の規定に基づき、門真市長から特定社会教育機関の規則を定める旨の協議があり、同意するものです。

議案書51ページをご覧ください。

特定社会教育機関の規則といたしましては、門真市立図書館条例施行規則、門真市立公民館条例施行規則、門真市立文化会館条

例施行規則、門真市立歴史資料館条例施行規則、門真市立門真市民プラザ条例施行規則の5つであります。

具体的な規則案は、52ページから111ページに掲載しております。

[全員異議なく、可決]

久木元教育長から本来なら日程第15諸報告となるところですが、告示後、急施案件の提出があったため、日程第16を追加し、承認第6号を先に審議してよいか各委員に諮ったところ異議なく、追加議案を審議する運びとなった。

日程第16

承認第6号 臨時代理による事務処理の承認について
(懲戒処分に関する大阪府教育委員会への内申について)

説明者 満永教育部長

懲戒処分に関する大阪府教育委員会への内申につきましては、教育委員会会議の議決を得た上で、すべきところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたした関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたすものであります。

懲戒処分の対象となる事実といたしましては、本市小学校の臨時講師山脇 魁斗が起こしたものでありまして、事件の概要といたしましては、令和元年12月6日午前、大阪府内におきまして、被害児童に対し、わいせつな行為をしたとして、強制わいせつの容疑で逮捕されたものであります。その後、複数回の警察による再逮捕及び検察による起訴が行われており、これらのことは、学校教育に携わる教育公務員として、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜させるものであります。

このことから、大阪府教育委員会は、山脇 魁人 臨時講師に対して免職処分を決定し、それを受けて、3月19日付けで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき、大阪府教育委員会へ懲戒免職処分についての内申をいたしたものです。

[全員異議なく、承認]

日程第15

諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 第4次門真市学校適正配置審議会の答申について
説明者 渡辺教育総務課参事

門真市学校適正配置事業につきましては、昨年2月21日に門真市学校適正配置審議会へ諮問して以降、約1年間審議がなされ、本年2月28日に本答申が提出されたところであります。

それでは、答申の内容について説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

審議会では、適正な学級数といった数の議論だけをすればよいということだけではなく、子どもたちを取り巻く環境や教育内容が大きく変化している中、しっかりと対応していくために、従来の学校のあり方から大きく変わらなければならない時が来ているという観点から、門真のめざす教育、これからの学校づくりを明確にし、そのビジョンに沿った学校再編について、議論がなされたところであります。

2 ページをお願いします。

教育委員会からの諮問内容となっております。

3 ページをお願いします。

当審議会は平成20年12月の第3次学校適正配置審議会答申の再検討の場であるとともに、門真のめざす教育の姿を実現するために、学校をどう創っていくのかを検討する場であり、これからのより良い学校づくりに向け、議論を深める場となりました。

第3次学校適正配置審議会答申の提言内容を再検討するにあたっては、既に10年以上が経過し、子どもたちを取り巻く環境や、教育内容が大きく変化していることから、本審議会では、門真のめざす教育の姿を考え、その上で改めて、それらを実現できるこれからの学校を、限られた予算の中でどのように創っていくのかという視点で、議論を進めることとされました。

4ページから6ページまでは、「門真のめざす教育」として、子どもたちの自立に向けては、人と人とのつながりが大切であり、豊かなつながりの中で育てほしいという強い思いが述べられ、「縦のつながり」、「横のつながり」、「将来の自分とのつながり」の3つのつながりを大切に、子どもたちが将来の自立を目指して自分の生き方を見つける教育をめざしていくことが議論されました。

7ページから9ページまでは、「門真のめざすこれからの学校づくり」として、門真のめざす教育を実現するこれからの学校づくりについて、「人とのつながりの中で学び・育つ学校」、「これからの時代、これからの門真に対応した学校」、「快適で楽しく過ごせる場としての学校」の3つの視点から方向性が示されました。

10ページから11ページにかけては、具体的な学校再編に当たっての基本的な考え方を、先ほどの学校づくりの3つの視点を大切に、次の複数の観点を踏まえ、検討がなされました。

まず、(1) 「人とのつながりを創っていく」ための検討として、①児童・生徒数を考慮した検討、②校区の広さを考慮した検討、③小中一貫校（義務教育学校）設置の可能性の検討、次に(2) 「これからの時代、これからの門真」に向けての検討、最後に、(3) 「快適で楽しく過ごせる学校」に向けてとなっています。

次に、12ページから14ページまでは、具体的な検討を行った結果として、3つの具体的提言が出されました。

まず1点目として、「(1) 第四中学校校区内の小学校及び中学校の再編について」です。

現状を踏まえての提案、しまして砂子小学校の児童数が、令和元年度は171人、令和7年度の推計値では51人となることが予想され、校区の広さも比較的狭く、「横のつながり」や、「縦のつながり」を創ることが難しくなることが想定され、早急に対応する必要がある。

また、より効果的な「縦のつながり」や「将来の自分とのつながり」を創るための手段の1つとして、第四中学校と脇田小学校が隣接している点を活かし、施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）を設置することも期待できる。

加えて、脇田小学校は、既に築47年が経過し、改修や建替えを行う時期に来ている現状がある。

そこで、隣接している脇田小学校及び第四中学校の敷地を活用し、現在、第四中学校校区にある脇田小学校、砂子小学校及び第四中学校を統合した施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）を設置することを提案する。とされています。

また、新しく創られる施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）について門真のめざす教育を先導的に実施し、門真市内の他の学校へ発信するリーディング校となることを期待します。と、提言されております。

次に、13ページでは2点目として、「第四中学校校区、第五中学校校区の校区変更について」です。

現在門真市内では、東小学校においてのみ、2つの中学校に分かれて進学するという現状がある。

小学校6年間で創られた「横のつながり」が希薄になることへの懸念や9年間の一貫性、系統性を大切にする小中一貫教育の観点からも、小学校単位で中学校の通学区域を定めることが望ましいと考え、東小学校から2つの中学校に分かれて進学するという現状を見直すため、現在、東小学校・第四中学校校区である江端町を、具体的提言（1）の新統合小中学校校区、または東小学校・第五中学校校区のいずれかに統一することを提案する。とされています。

また、どちらの中学校校区に統一するかについて

本審議会では、幹線道路や通学距離等の観点から新統合小中学校校区とすることが望ましい。ただし、現在の子どもたちのつながりや、地域のつながり、通学路の安全、通学距離の問題等も含め、地域住民の意向も十分に踏まえながら共に検討していくことが必要だとされています。

3点目として、「第五中学校校区の再編について」です。

北巢本小学校の児童数が令和元年度は162人、令和7年度の推計値では142人となることが予想され、校区の広さも比較的狭く、「横のつながり」を創ることや、「縦のつながり」を創ることが難しくなることが想定される。

また、四宮小学校は築54年が経過、北巢本小学校も築45年が経過しており、改修や建替えを行う時期に来ている現状がある。

そこで、両校の改修あるいは建替えに合わせ、四宮小学校と北巢本小学校を統合し、「門真のめざすこれからの学校づくり」に対応した小学校を配置することを提案します。とされています。

また、校地について本審議会では、小・中学校間の距離や、これまでの学校分離の歴史等を踏まえ、現四宮小学校校地に配置することが望ましいと考えるが、新たに幹線道路を横断することになる地域が生じるため、児童の通学上の安全確保については細心の注意を払うとともに、地域と共に十分に検討していくことが必要と提言されております。

最後に、15ページの「5 これからの門真の学校づくりについての留意事項」として、(1) 具体的提言の実現に向けた速やかな実施方針等の作成等、(2) 通学上の安全確保、(3) 地域コミュニティの再編・充実、(4) 地域みんなで考える学校づくり、(5) 市全域のこれからの学校づくりに向けた継続的な議論の5点が掲げられております。

以上が答申の内容となっております。資料編につきましては、審議会の中で検討に使用した資料をまとめております。

番号2 門真市就学援助費支給規則の一部改正について
説明者 峯松学校教育課長

諸報告資料1ページをご覧ください。

令和元年11月7日の学校給食会において、来年度より給食費の金額改訂を行うことが決定されました。それに伴い、門真市就学援助費支給規則を改正し、就学援助費の内、給食費の改訂を行うことといたしました。

改正後の支給額は1ページに載せております別表通りであります。

なお、附則といたしまして、令和2年4月1日から施行いたします。

番号3 令和元年度末・2年度当初における教職員人事異動の概要について
説明者 高山学校教育課参事

諸報告資料2ページをご覧ください。

まず、小学校についてであります。

児童数でございますが、昨年より193名減となっております。学級数の総数につきましては通常学級が10クラス減、支援学級が4クラス増となっております。教員基本定数は昨年から7名減、加配が4名減で、全体で11名減となっております。加配関係の内訳につきましては、記載のとおりです。

次に、小学校の転入についてであります。

新規採用教員については、大阪府教育委員会より9名の配当がありました。教員の市外からの転入については、チャレンジ人事交流が守口市、寝屋川市、四條畷市より計3名、チャレンジ人事交流の戻りが枚方市より1名でございます。再任用につきましては、2名配置いたします。

次に転出でございます。

教諭の退職は8名でございます。教諭の退職内訳は、定年退職が1名、普通退職が4名、再任用が4名でございます。定数内の講師の退職が35名となっております。市籍割愛により教諭から3名を指導主事等として登用します。市外への転出については、チャレンジ人事交流が守口市へ2名、大東市へ1名、チャレンジ人事交流の枚方市への戻りが1名でございます。また、八尾市、松原市へ計2名市外異動いたします。

続いて中学校についてであります。4ページをご覧ください。

生徒数は、昨年度より202名減少となっております。通常学級が1クラス減、支援学級が3クラスの増であります。教員数は基本定数で2名増となっております。加配関係の内訳については記載のとおりです。

次に転入についてでございます。新規採用教員は、大阪府教育委員会より7名の配当がございました。教員の市外からの転入については、大東市より1名、東大阪市より1名でございます。また、再任用教員については15名配置いたします。

次に転出でございます。教諭の退職は、23名でございます。内訳といたしましては、定年退職が4名、特別退職が1名、普通退職が2名、再任用の退職が16名でございます。定数内講師の退職は27名でございます。市籍割愛により教諭から1名を指導主事として登用します。市外への転出については、東大阪市、八尾市、和泉市へ計3名転出いたします。

6ページをご覧ください。

その他の職種及び被辞令交付者についての状況を記載しており

ます。

最後に、長期滞留者の異動につきましては、産休・育児休業者を除いては、全員異動となっております。

番号4 「第9回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について

説明者 隈元社会教育課長

2月23日に南部市民センターで、第9回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストを開催しました。

新型コロナウイルス感染症予防対策として、入場は関係者のみとして、それ以外の一般来場者の入場をお断りしました。

会場には消毒液とマスクを配置し、入場者には「マスク着用を含む咳エチケット」などの配慮を求めたところ、当日の来場者数は135名でした。

令和元年7月からコンテストの参加者を募集し、中学1、2年生から554名の応募があり、一次審査を54名が、二次審査を18名が通過しました。

二次審査を通過した生徒は、追手門学院大学の教員及び学生、市内中学校の英語教員、先輩海外派遣研修生の協力により、4回の事前研修を行い、コンテストに臨みました。

生徒によるプレゼンテーションの前に、インターネット回線を使った海外派遣研修先であるオーストラリアの学校の副校長とのビデオ通話により、激励の言葉をいただきました。

コンテストの審査中には、門真市子ども英会話講座「KEIK」の参加児童が英語による発表と歌を披露するなど、コンテストに華を添えました。

コンテストでは、諸報告資料に記載したとおり、最優秀賞1名、優秀賞8名、奨励賞8名が選ばれました。最優秀賞と優秀賞の受賞者は8月にオーストラリアへの海外派遣研修を行い、奨励賞の受賞者は8月に体験型英語教育施設での体験学習を予定しております。

番号5 門真市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症

の対応について

説明者 峯松学校教育課長

2月27日の国及び大阪府からの休校要請、及び2月28日の門真市新型コロナウイルス対策本部会議の決定を受け、門真市立小・中学校においても3月2日から本日3月24日まで臨時休校措置を行いました。

尚、働く保護者等への配慮として、臨時休校期間中に限り、真にやむを得ない事情がある小学校1年生から3年生までの児童につきましては、学校で受け入れ体制を構築し、教室等において一定のスペースを確保したうえで子どもたちが自習する体制を設け、教職員がその監督に当たってまいりました。確認いたしますと、各校で自習を行った児童数は多くても一日20名程度であり、特に大きな問題はなかったと聞いております。

卒業式につきましては、参加者を最小限に絞り、式次第につきましても可能な限り短縮し、感染拡大防止策を行ったうえで実施いたしました。入学式におきましても、同様の対応にて実施する予定にしております。

また春季休業中には児童の運動機会確保の観点から、小学校の校庭を計5日間開放する予定にしております。

今後も、刻々と状況の変化が予想されるため、新年度の対応も含めて、国や大阪府からの情報等を迅速かつ正確に収集し、関係部署とも連携しながら、適切に対応してまいります。

—すべての報告が終了—

長澤教育長職務代理者： 番号1の学校適正配置審議会の件ですが、これは答申なので、答申について我々がとやかく言うわけではありませんが、第3次の答申を受けて今回の答申ということで、第3次の答申に関して言えば、ここでは実際、脇田小学校の校区変更だけなんです。

第3次は十数年前に答申が出たんですが、小中一貫校は新しい項目としてそれはそれでいいと思いますが、第3次答申で出てきた中で、忘れたらいけないことは大和田小学校と上野口小学校との統合問題についてですが、今回一切触れられていません。答申では触れられていないのは勝手だから、いいんですが。教育委員

会として方針を出す場合、何らかのかたちで触れておく必要があると思います。当分見送るとか。できないならできないでいいと思います。

といたしますのは、第3次答申で北巢本小学校と四宮小学校の統合問題がありました。その時は四宮小学校を分離して北巢本小学校と東小学校に分けるという話でした。これが諸般の都合により取り止めになりました。取り止める時に、取り止めに正式に決めなければならないということで、教育委員会を取り止めに決めました。だから第3次答申の、今回の第4次にある四宮小学校と北巢本小学校の合併問題は、完全に一旦消えています。今回の四宮小学校と北巢本小学校の統合は新しくできてきたという考え方を持たなければいけません。それはそれでいいんです。

そうすると先ほど言いました大和田小学校と上野口小学校の統合をどうするのか。これはもう少し時間が経つと地域である話はどうなっているかということになると思います。だから教育委員会の方針を出さなければならないと思います。方針というか、何らかのかたちで触れなければならないと思います。それを是非お願いしたいと思います。その辺りの考え方についてももしあればお願いします。

渡辺教育総務課参事： 今回、審議会の中では、市全域を改めて検討するというので、大和田小学校、上野口小学校も含めて市全域を見ていただきました。その中で、順序制を持って、これからの学校づくりを考えるという中で、3つの提言を頂きました。今、長澤教育長職務代理者がおっしゃっていただいたように実施方針としては、この答申を受けてこれから教育委員会として方針を作っていくということでございますので、その中で大和田小学校上野口小学校をどういうふうに決定してどういうふうにするのかを含めて検討してまいりたいと思います。

長澤教育長職務代理者： あえて言いますが、文書面では大和田小学校と上野口小学校では、話題に上がっている記録が一切ありません。そこが気になっています。どういう方針が提案されても構わないとは思いますが、提案してもらったその方針に対して、我々は意見を言ってまとめていかなければならないので、そこに触れてほしいだけです。

久木元教育長 閉会宣言 午後 2 時35分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 長澤 信之